

旅行相談契約・取引条件説明書

株式会社すみれインターナショナル
奈良県知事登録旅行業第 3-185 号
奈良県生駒市元町 1-8-5 TEL:0743(74)9555 FAX:0743(74)9515
営業時間：月～金 09 時 30 分～19 時
土 09 時 30 分～16 時 日、祝、第 4 月曜休業

※この書面は旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面です。旅行契約が成立した場合は同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

1. 旅行相談契約

この契約は、株式会社すみれインターナショナル（以下「当社」といいます。）が、お客様の依頼に基づき旅行計画作成のための助言、旅行日程表の作成及び作成した日程の旅行を行うにあたり必要な費用の見積り、その他旅行に関する情報の提供などの旅行に関する相談を引き受ける契約（以下、「旅行相談契約」といいます。）をいいます。

2. 旅行相談の申込

旅行相談契約を申し込もうとするお客様は、当社所定の申込書に必要事項を記入し提出いただきます。

3. 旅行相談契約の成立時期

（1）旅行相談契約は、当社が前項の申込書を受取り、契約の締結を承諾したときに成立いたします。なお、当社は、申込書の提出を受けることなく、契約を成立させる場合があります。

（2）旅行相談契約が成立したときは、当社は相談内容、旅行相談料金の額、そのお支払方法を記載した書面をお客様に交付いたします。

（3）当社は、以下の場合は旅行相談契約の締結に応じないことがあります。

- ① 当社の業務上の都合があるとき。
- ② 相談内容が公序良俗に反するとき。
- ③ 旅行地において施行されている法令に違反するおそれがあるとき。

4. 旅行相談料金とその支払時期

（1）旅行相談料金は契約書面及び別紙に明示いたします。

（2）旅行相談料金は当社が契約書面に記載した日までにお支払いいただきます。

5. 当社の責任

（1）当社は契約の履行にあたって、当社の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。その場合、当社の賠償金額は旅行相談業務の額を限度といたします。

（2）当社は当社が作成した旅行の計画に記載した運送・宿泊機関等について、実際に手配が可能であることを保証するものではありません。従って満員などの事由により、運送・宿泊機関等との間で当該機関が提供するサービスを享受する契約が締結できなかったとしても当社は責任を負いません。

6. 旅行相談契約約款について

この条件書に定めのない事項は、当社旅行業約款（旅行相談契約の部）によります。

7. 個人情報の取扱いについて

当社は旅行相談業務の履行に際して知り得たお客様の個人情報はお客様との間の連絡のために利用させていただきます。